

## 「認知症共生社会を実現」する基本法の立案を ともによりよく生きる未来志向の基本法への期待と要望

一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ

代表理事 藤田和子

基本法は、この先長きにわたって、国民や認知症施策の方向性を導く羅針盤となると思います。長年をかけて多くの人たちが試行錯誤や議論を重ねてようやく端緒についた「認知症共生社会」の実現を、さらに着実に、未来に向けて力強く牽引するための法になってほしいと強く期待しているところです。時代を逆行させるような法にならないよう危機感をもって、以下3点を提案します。

### 1. 基本法の目的・理念に、「認知症共生社会の実現」と人権の明記を

- 認知症は、非常に多くの病気がきっかけとなって、「生活上の困難が生じている状態」の総称であり、私たち認知症の本人は、百人百様の生活・人生を歩んでいます。
- 私たちは、これまでの歩みの中で、認知症についての見方も含め地域社会の環境がよりよく変われば、病気があっても、病状が進みゆく中でも、自分らしく幸せに暮らせる可能性が大きいことを体験とともに実感しています。
- 医学や技術が進んだとしても、超高齢化がますます進む日本では、認知症になることは避けて通れない現実です。「希望をもって自分らしく暮らせる共生社会の実現」のための基本法をつくるのが、今と未来の国民全体の幸せと社会の活力につながる合理的な考え方だと思います。
- 諸外国の本人たちとの交流を通じて、その考え方の重要性を強く感じています。先進国では、もはや医学モデルを脱却して、人権をベースにした社会づくりが進められています。世界に先駆けて超高齢化が進んでいる日本こそ、基本法の目的と理念に、「立場や世代を超えてともに認知症共生社会を実現すること」を掲げ、人としてあたり前のこと(人権)が守られる社会をつくることを明記していただきたいです。

### 2. 基本法の名称は「認知症共生社会基本法」に

- 基本法の名称自体が、民産学官すべての国民に、法の目的や理念のポイントをPRすることになり、これまで長年の議論を踏まえて、名称を熟慮・決定すべきです。
- もし「認知症基本法」とされてしまえば、いかに中身で書きこんだとしても、「症状等への対策に関する法」「症状等に注目することが、今後の国の重要テーマ(人や共生は埋没)」という、極めて前時代的なメッセージが国民に流布され、進むべき社会のあり方を逆行させかねません。
- 基本法の名称は、目的・理念を国民すべてに、一目で伝えていくために「認知症共生社会基本法」とすべきだと考えます。

### 3. 日本全国、どこで暮らしていても本人参画で、地域共生を実現可能にする基本法に

- どんなに立派な内容が法に書かれても、私たちが暮らす全国の自治体や地域での実現が困難であれば、絵に描いた餅の基本法になってしまいます。
- 少子高齢化が急速に進み、地域の担い手や医療・介護等の人材不足、お金の不足が、地方のまちでも都会地でも深刻です。一部のモデル的な地域や先端技術につながれた人のためだけの法ではなく、どこの自治体や地域であってもそこで暮らす本人が、参画しながら、希望をもってともに生きていくための地域社会づくりを実現可能にする基本法を、強く望みます。 以上